

第63回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画4件							
1	北海道	北海道久遠郡せたな町	地産地消で育む豊かな給食特区	北海道久遠郡せたな町の全域	本町には、認定こども園、保育所、保育園がそれぞれ1か所ずつあるが、人口減少により調理員の確保が困難になっており、給食を自園調理することが難しくなっている。保育の役割を維持するためには、少しでも保育所運営の合理化を図り、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。 そのため調理機能の集約を行い、認定こども園で調理した給食の外部搬入方式を導入することは、食材の一括調達や調理員の合理的配置、施設設備の維持管理等経費の大幅な節減が図られ、保育所運営や子育て支援施策充実のための財源確保が可能となる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
2	東京都	東京都神津島村	神津島村子供たちの安全安心子育て特区	東京都神津島村の全域	本村には、村立の保育所が1園あり、年々少子化は進むものの保育サービスへの要求は高まる傾向にあり、厳しい財政状況や調理員が不足する中、多様な保育ニーズに対応する必要がある。 また子育て家庭の保護者の仕事と子育ての両立を支援することは行政としての課題であり、不足する島の就労人口を増やすことが必要不可欠である。 そのため学校給食共同調理場から給食を外部搬入することにより、調理設備の集約、食材の一元購入、調理員の合理的な配置が可能となり経費の大幅な節減が図られる。また地産地消を積極的に取り入れている学校給食で小中学校と一貫した食育指導が実施できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
3	長野県	中野市	農業王国信州なかのワイン・シードル特区	中野市の全域	本市における高齢化率が約30%となっている中、農業の担い手の高齢化も急速に進み、後継者不足も相まって農家戸数の減少が進みつつあり、遊休荒廃農地が拡大してしまう恐れがある。 今回の特例措置を活用することにより、ワイン・シードルの製造が行いやすくなることで、果実酒等の製造事業者による新規参入が行いやすくなり、地域経済の発展が見込まれる。 さらに、ワイン用ぶどう、りんこの産地として地位を確立することにより、就農者の確保や遊休荒廃農地の有効利用を図る。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
4	大阪府	茨木市	いばらき持続可能な給食特区	茨木市の全域	本市にある4か所の公立保育所において、施設全体の経年劣化が進んでいる状況で、改修の必要性が出てきている。給食室の設備については経年劣化や耐用年数を過ぎているものが多く、不具合が生じた場合に保育所の運営自体に多大な影響が出る。また、給食室の改修を実施するにあたり仮の給食室を設置するスペースも無い状況である。 そのため、特例措置を活用することで、3歳未満児にも外部搬入の給食が提供できるようになることで給食室の大規模改修工事が可能になり、より安心で安全な保育を実施することができる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業